

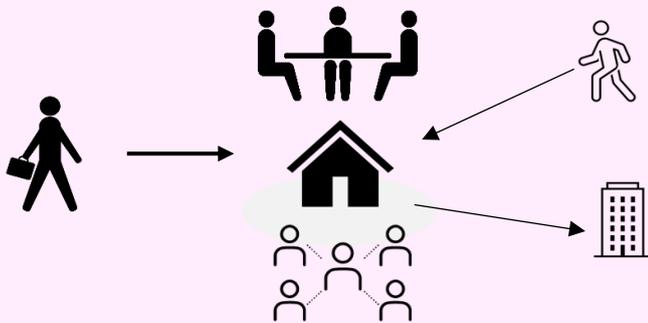
野洲すみれ苑

居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所＝ケアマネージャーがいる事務所です。ご利用対象者は『ご自宅で生活する要介護1以上の方』になります。要支援と認定された方は市の『包括支援センター』が窓口となり、必要であれば『委託』という形で居宅介護支援事業所のケアマネージャーが担当する形になります。

業務内容は介護を必要とされる方が自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネージャー（介護支援専門員）がケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。

介護保険の中では“自宅”とされる住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅にご入居中の方も利用できます。



ケアマネがご自宅に伺い、状況を把握し困り事や生活の課題を伺いながら分析し、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って支援の計画を立てます。支援の中身は通所や訪問、施設等の介護保険サービスや地域の活動や親族の関わり、市の取り組みを合わせて作成します。医療との連携やその他の公的機関とも連携を図る場合もあります。

野洲すみれ苑居宅介護支援事業所は・・・

- ◇ 5人のケアマネが居ます。(女性3名 男性2名)
- ◇ 事務所に相談室はありますがご都合に合わせて老健 野洲すみれ苑でのご相談も対応しております。
- ◇ 野洲市以外にも守山市、近江八幡市(沖島を除く)、栗東市、草津市等で活動しています。
- ◇ 老人保健施設の野洲すみれ苑と守山すみれ苑と連携して入退所もお手伝いしています
(すみれ苑のサービスを主として使うということではありません)。
- ◇ 介護保険サービスの利用にあたっては費用がかかります。サービス量と費用のバランスを考えて提案させていただきます。
- ◇ それぞれの市でしか分からないこともありますので各市との連携を積極的に図ります。
- ◇ ご家族の代わりに活動することはできませんが、新たな困り事やオープンにしにくい相談事等にも秘密を守りながら対応していきます。

よくあるご質問～

Q. 相談だけでもいいでしょうか？

A. 相談だけでも結構です。その後、必要であれば各関係機関にお繋ぎいたします。相談は無料で、ケアマネ業務も費用の請求はありません。面談をご希望の場合は裏面の連絡先にご連絡いただき、事前に調整させていただくのがベストです。

Q. 別のケアマネさんに変更してもらいたいときはどうすればいいでしょうか？

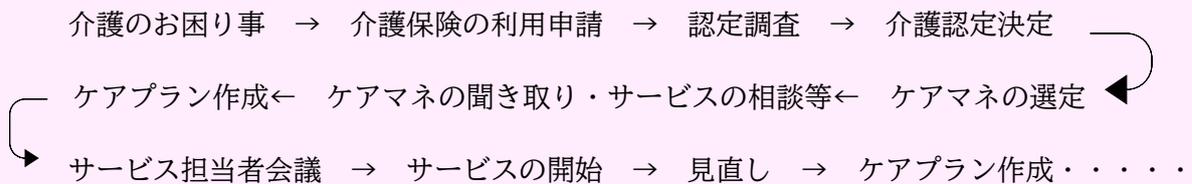
A. 担当ケアマネや事業所にご連絡いただければ迅速に替わりのケアマネを探したり、地域包括支援センターに繋ぐなどの対応を致しますので遠慮なくお申し出ください。

Q. 家族が遠方の場合や不規則勤務でも相談に乗ってもらえますでしょうか？

A. 面談であれば可能な限り調整致します。距離にもよりますがご相談者のお宅に出向かせていただくこともできます。



介護保険の利用の流れ



【介護保険でできること（在宅支援部門）】

- 自宅から通ってケアを受ける（デイサービス、デイケア(通所リハビリ)、認知症対応型デイサービスなど）
- 自宅に訪問があり、家でケアを受ける（訪問看護、訪問介護、訪問リハビリ、訪問入浴など）
- 生活のしやすい環境を整える（住宅改修、福祉用具のレンタルなど）
- 一時的に施設を利用する（ショートステイ、老健入所(月単位で入所)、小規模多機能型サービス）

色々なサービスや地域の資源を利用しながら自宅生活を継続できるよう組み合わせて支援の計画を立てさせていただきます。

【アクセス】

野洲駅から車で約3分、歩いて約15分

老人保健施設野洲すみれ苑から車で約5分、歩いて約15分



【ご相談先】

野洲すみれ苑居宅介護支援事業所

住所：野洲市栄 1-2 大村ハイツ 3F

電話：077-584-5588

FAX：077-584-5161

メール：yasusumirekyotaku@yasu-sumire.jp

ご相談の方に合わせて居宅支援事業所ではなく、老健施設内に出向いてお話を伺いすることもできます

☆コロナウィルスやインフルエンザ、その他の感染症対策も事業所で実施しています。ご利用者、ご家族とのやり取りも電話はもちろんですがメールやFAXで対応しており、今後はスマホやタブレット端末でコミュニケーションを取れるようオンラインでの相談や担当者会議も積極的に取り入れる予定で活動しております。

2021年9月1日